

山梨県居住支援協議会会則

(名称)

第1条 本会は、山梨県居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、山梨県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

2 前項以外の団体等の入会は、本会において承認するものとする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 監事 2名
- 2 会長及び監事は、会員の互選とする。
 - 3 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集する。
 - 4 会長が会議に出席できない場合は、他の者を指名することができる。
 - 5 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(会議の招集)

第7条 会議は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めるときに開催する。

(定足数等)

第8条 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

- 2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

(経費)

第9条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第11条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由が無い限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第12条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、会議に報告する。

(秘密の厳守)

第13条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第14条 会計年度の途中における100万円未満の予算の増減、その他軽微な事項については、決定を会長に一任するものとする。

2 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、別に定める。

附 則

この会則は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成28年9月9日から施行する。

2 平成28年度における会計年度は、平成28年4月27日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成30年5月18日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
不動産関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会 ○ 公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部 ○ 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会山梨県支部 ○ 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 山梨県支部
福祉関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 27市町村 ○ 山梨県福祉保健部福祉保健総務課 ○ 山梨県福祉保健部健康長寿推進課 ○ 山梨県福祉保健部子育て支援課 ○ 山梨県福祉保健部障害福祉課 ○ 山梨県県土整備部建築住宅課 ○ 山梨県県土整備部住宅対策室